

平成 17 年 3 月 17 日
国立国会図書館
植月電子情報企画室長

国立国会図書館のウェブアーカイブに関する取り組み状況

1. ウェブアーカイブ構築事業

(1) WARP (国立国会図書館インターネット資源選択的蓄積実験事業)

ウェブ上で提供される電子雑誌、政府機関・協力機関のウェブサイト等情報を収集、組織化、保存して提供 平成 14 年 11 月公開

(ア) 電子雑誌：約 1,500 タイトル(国内)

(イ) 中央府省のウェブサイトの収集拡大

「デジタルアーカイブの推進に関する関係省庁連絡会議」による協力の下で実施(政府「e-Japan 重点計画 2004」)

政府機関：約 40 機関(インターネット提供承諾機関を優先)

(ウ) 協力機関：約 1,300

(地方公共団体、独立行政法人、大学、イベント等)

(2) 日本のウェブサイトの網羅的収集に関する調査の実施

(3) ウェブサイトの収集(包括、選択) 著作単位の電子情報資源収集

2. 制度化のための準備(インターネット情報の収集・蓄積・保存)

(1) 納本制度審議会の答申

平成 14 年 3 月、日本国内で発行されるネットワーク系電子出版物を納本制度に組み入れることについて、館長から当館納本制度審議会に対して諮問がなされ、これに対する答申を平成 16 年 12 月に受けた。

(参考資料)

(2) 今期通常国会での法案提出に向けて

現在、国立国会図書館がインターネット情報等を収集し利用に供するために必要な新たな法制度を定めるための準備を行っている。

納本制度審議会の答申概要（平成 16 年 12 月）

1. 納本制度とは別の制度による必要がある。

2. 答申の示す制度の骨格は、次のとおり。

（１）収集範囲

館の任務である国会サービス等に必要な公表されたネットワーク系電子出版物を収集し、内容による選別をしない。

（２）収集方法

言論の萎縮のおそれに配慮し、事前公告により一定期間、固定拒否の申出を認め、固定拒否の申出のないネットワーク系を館による複製又は発信者からの送信により収集すること。

（３）著作権の問題

収集のために複製権を法律により制限することが不可欠。また、利用時の複製、公衆送信等の権利についても法律による制限が必要な場合が多い。

（４）損失補償

従来の出版物と同様な利用態様（館内閲覧、プリントアウト提供等）にとどまれば憲法上の損失補償は不要。

損失（得られたであろう利益）は、無償アクセスのネットワーク系電子出版物については生じない。

3. 制度化する場合の留意事項等

実際の制度は、この答申で示した骨格に従って館が判断して構築し、ネットワーク上の言論の問題に留意しつつ、必要な資源の確保に努めて段階的に実施していくことを期待する。